

## 第23回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月31日(火) 午後1時30分から午後2時

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

### 3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

### 4. 提出議題

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第4号	農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について
報告第5号	農地法改正に伴う「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱 規程」の廃止について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可を要する買受適格証明願について
議案第3号	農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用配分計画について
議案第5号	農用地利用配分計画の変更について
議案第6号	農地利用状況調査に基づく非農地判定について

### 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。  
それでは、安原会長、お願いします。
- 会 長 皆さん、大変ご苦勞さまでございます。  
数日間、雪が降り続き、雪処理等忙しいかと思いますが本日は出席いただきありがとうございます。  
私事になりますが、明日新潟市で研修会があったり、市の再生協議会の臨時総会があったりと何かと忙しい日が続いております。  
昨年になりますが、新発田市の農業委員の皆さんが当市へ視察に訪れた際に講師を務め、妙高市の状況をお話ししたところ、その様子を会報に掲載していただきました。  
事務局に置いておきますので、興味のある方はご覧ください。  
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第23回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。  
13番の内田 芳昭委員、15番の竹内 則孝委員、よろしくをお願いします。  
本日の議題については、報告事項が5件、議案が6件です。  
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。  
まず、報告事項ですが、  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地転用事実確認証明等報告について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
報告第4号 農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について  
報告第5号 農地法改正に伴う「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程」の廃止について
- 以上、事務局より、報告事項5件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。  
1ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。  
12月に届出がありました合意解約は、17件です。  
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、2番、3番、9番の所有権移転につきましては、12月総会にて3条の許可を受けたものです。  
他の人へ賃借されるものは、今月の総会で利用権設定に上程されるもの、または来月以降の総会に上程されるものとなっております。  
次に、5ページ、報告第2号 農地転用事実確認証明等報告について、です。  
12月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が3件です。  
内容についてですが、1番と2番につきましては、いずれも、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。  
3番につきましては、1筆は農地台帳から除外、もう1筆は過去に非農地判定を受けましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものです。  
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。  
なお、結果につきまして、法務局へ回答したところです。

事務局

次に7ページ、報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

12月の届け出は、相続件数は12件、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に8ページ、報告第4号 農地法改正に伴う下限面積に代わる別段の面積の告示の廃止について、です。

廃止の理由として、農地の権利移動等の許可いわゆる農地法第3条許可にあたっては、農地法第3条第2項第5号に定める、農地取得後の経営農地面積、下限面積要件50アール5,000㎡を、市内の経営規模の実情にあわせて、平成23年7月1日付けで議案10ページにありますとおり、農地法施行規則第17条の基準に従って下限面積の別段の面積として10アール1,000㎡に定めて告示し、運用しています。

このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地法が改正され、農地取得の下限面積要件である農地法第3条第2項第5号を廃止し、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この改正法の施行により、当該別段の面積の告示はその効力を失うことから議案9ページのとおりに、明日2月1日に告示をして、当該告示を廃止するものです。

なお、下限面積要件は廃止されますが、農地法第3条第2項に定められている、全部効率利用要件・農地所有適格法人要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は、これまでと同様に審査要件となりますのでご承知ください。

次に11ページ、報告第5号 農地法改正に伴う「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程」の廃止について、です。

令和3年2月25日付けで、皆様からもご協議いただき、「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程」を定めたところですが、農地法の下限面積要件が撤廃されるということから、この取扱規程につきましても効力を失うこととなります。

議案12ページのとおりに、取扱規程を廃止する規定について、明日2月1日に告示をして周知をしたいものです。

ただ今報告しました、報告第4号・第5号で告示する内容について、市報みょうこう、妙高市公式LINE等で改正内容を周知したいと思っております。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項5件については、ご承知いただきたいと思います。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、15ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

2件ともに同一の譲受人に関連があるため一括説明させていただきます。

1番は、申請地は大字楡島地内、登記地目：田が1筆 登記地積551㎡

2番は、申請地は大字中原新田、大字楡島、大字上大塚新田地内、登記地目：田が3筆5,282㎡、畑が2筆 1,070㎡、田畑合計5筆 6,352㎡です。

事務局 位置図は、資料No.1及びNo.3 19ページをご覧ください。

現在、1番の申請地の1筆と、2番の申請地の大字中原新田地内の2筆は、譲渡人と譲受人との間で、利用権を設定して譲受人が耕作している農地であり、令和5年の耕作に向けて、両方の譲渡人は今後も耕作管理できないことから、譲渡人と譲受人との間で協議したところ、このたび話がまとまったため、売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明については、担当委員から積雪があり、現地確認が実施できないとの申し出があったため、事務局説明のみとします。

それでは、議案第1号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、許可することに決定しました。

次に、議案第2号 農地法5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願については、16ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による買受適格証明とは、裁判所等が競売等を実施する際に、競売等の落札者が農地法の規定により農地を取得することができない場合、競売をやり直すことになるため、あらかじめ農地を取得できる適格者であることを確認するための証明です。

審査は、農地法第5条第1項の申請と同様に行います。

今回の競売物件は、大字田口地内の畑：2筆 224㎡です。

位置図は、資料No.4 20ページをご覧ください。

申請人は申請地の他に宅地：1筆と隣接する住宅：1棟の入札を希望しています。

申請人は、申請地2筆を購入し、庭兼冬期堆雪場の整備を希望しています。

事務局        なお、申請人が落札し、売却決定を受けた後に所有権移転登記をする際は、改めて農地法第5条第1項の許可申請を行うこととなりますが、審議の内容は今回と同様ですので、事務の簡素化・迅速化を図るため事務局長の専決処分です。許可し、その後の総会にて報告することとなりますので、その際は、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長        続きまして、担当委員の説明については、令和4年9月30日開催の第19回妙高市農業委員会総会において許可となった議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について」にて、現地確認が完了していますので、事務局説明のみとします。

それでは議案第2号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する買受適格証明願について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可することに決定しました。

議 長        次に議案第3号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第3号のうち、56番から61番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。最初に、56番から61番を除く1番から55番までの55件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局        21ページ、議案第3号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。今月は、新規設定38件、再設定21件、所有権移転2件の合計61件です。はじめに1番から55番について説明します。1番から36番につきましては新規設定です。契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。そのうち、5番、13番、22番のうち地目が畑の2筆、23番から27番、32番は使用貸借です。続きまして、29ページ37番から31ページ54番につきましては、再設定です。契約内容は、賃貸借となっております。再設定ですので、特に問題はないと思われま。32ページ55番につきましては、所有権移転です。所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま。

最後になりますが、契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

事務局 以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは、議案第3号のうち、1番から55番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 17番について、譲受人の農業従事者数が8人となっておりますが、1人の間違いではないでしょうか。

事務局 大変失礼しました。間違いです。訂正をお願いします。以後、注意します。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から55番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号のうち、1番から55番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、56番を上程します。

56番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議長 議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、56番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 32ページをご覧ください。  
56番につきましては新規設定です。  
契約内容は賃貸借となっております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは、議案第3号のうち、56番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、56番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号のうち、56番は、市長に要請することに決定しました。

議 長           それでは、委員の退席を解除します。

                  < 委員 復席 >

                  続きまして、同じく議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、57番から61番については、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長を交代し、退席します。

                  < 委員 退席 >

                  議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち、57番から61番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局           57番から61番について説明いたします。

                  32ページをご覧ください。

                  57番につきましては新規設定です。

                  契約内容は賃貸借となっております。

                  続きまして、58番から60番は再設定です。

                  再設定ですので、特に問題はないと思われま

                  す。最後になりますが、61番は所有権移転です。

                  所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

                  す。ご審議のほどよろしく願いいたします。

                  それでは、議案第48号のうち、45番から57番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長           無いようですので、これにて質疑を終わります。

                  これより、議案第3号 農用地利用集積計画について、のうち57番から61番を採決します。お諮りします。

                  本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

                  【「異議なし」の声あり】

                  ご異議なしと認めます。よって、議案第48号のうち、45番から57番は、市長に要請することに決定しました。

                  それでは、委員の退席を解除します。

                  < 委員 復席 >

                  次に、議案第4号 農用地利用配分計画について、を上程します。議案第4号のうち、5番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。

                  最初に、5番を除く1番から4番までの4件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局           34ページ、議案第4号農用地利用配分計画について、をお願いします。

                  さきほど、議案第3号農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けるものです。全部で4件です。

                  摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。

事務局           ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長           それでは、議案第4号のうち、1番から4番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用配分計画について、のうち、1番から4番を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、1番から4番は、市長に「意見なし」と回答することに決定しました。

続きまして、同じく議案第4号 農用地利用配分計画について、のうち、5番については、私に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、議長を交代し、退席します。

< 委員 退席 >

議案第4号 農用地利用配分計画について、のうち、5番を上程します。事務局の説明をお願ひします。

事務局           5番について説明します。

さきほどの説明と同様ですが、議案第3号農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けるものです。

摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長           それでは、議案第4号のうち、5番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用配分計画について、のうち、5番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、5番は、市長に「意見なし」と回答することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、「議案第5号 農用地利用配分計画の変更について」を上程します。事務局の説明をお願ひします。

事務局           35ページ、議案第5号農用地利用配分計画の変更について、をお願ひします。

事務局            こちらについては、令和4年10月総会にて議決をいただきましたものの変更です。  
40ページに変更理由を掲載しておりますが、新潟県農林公社との協議の結果、担い手  
について実態に即した計画となるよう見直し、件数が、71件から33件となるものです。  
なお、件数の変更に伴う、筆数、面積等に変更ありません。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長            それでは、議案第5号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願い  
します。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第5号 農用地利用配  
分計画の変更について、を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、市長に「意見なし」と回答すること  
に決定しました。

続きまして、議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について、を上程しま  
す。事務局の説明をお願いします。

事務局            議案第6号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、41ページ以降をご  
覧ください。

昨年7・8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の  
結果を受けて、今年度から確定調査に向けて農林課の農振担当と判定分析・情報共有した  
後、11月に担当農業委員、担当推進委員、市民税務課の資産税担当職員、農林課農振担  
当者、農業委員会事務局職員で、確定調査を実施しました。

議案66ページをご覧ください。

確定調査を実施した農地は、1,575筆です。

昨年12月には、その該当地の所有者に確定調査結果を通知し、耕作再開等の意向を確  
認した結果、120筆の所有者から耕作再開の意思表示がありました。

また、その該当地には多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払事業の対象農地  
87筆が含まれていたことから、最終的に207筆を除いた土地について、本案で提案さ  
せていただいたものです。

なお、本案で提案させていただいた農地は、現状が非農地と判定確認された、昨年11  
月に確定調査を実施した新井南部地区・妙高高原地区・妙高地区についてまとめたもの  
です。

それでは、議案64ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、1,368筆で、合計面積は、  
476,669.57㎡、約48haとなりました。市全体の農地面積：2,790haの約  
1.7%です。

来年度以降は、区域内の非農地判定を完了していない新井南部地区は、完了に向けて継  
続して調査を進めることとし、その他新井南部地区以外の一通り非農地判定の完了してい  
る地域につきましては、農地利用状況調査・農地パトロールを通じて新たな遊休農地・耕  
作放棄地の発生防止に主眼をおいた取り組みにシフトし、農地の耕作再開に向けたあっせ

事務局 ン活動に力を注いでいきたいと考えていますので、今後とも、ご協力の程、よろしく  
お願いいたします。

議長 続きまして、現地を確認した委員の説明を順次お願いします。

委員 現地確認が困難な農地もありました。非農地判定して問題ないと思います。

委員 具体的になるが、長沢では良い条件の農地では耕作が行われている。平丸では若い方が  
あまりいない。そのまま非農地となってしまう恐れがある。

委員 現状、耕作していない農地、山林化した農地が増えており心配である。そういった状況  
を若い人にも感じてもらい今後に期待したい。

委員 現地確認を実施したところは、自分の記憶では20年以上耕作されていないと思います  
し、今後の耕作も難しいと感じます。

委員 樽本は、過去に基盤整備を行った農地でさえも危ういと感じる。人家さえ腐っている所  
があるし、農道の管理も良くない状況である。若者もおらず、獣害も増えており、こうい  
った地区は益々廃れるのではないかと感じる。

委員 農地の中に雑木があり、山林化しているところも見受けられた。自分の担当地区の判定  
は区切りがついたのではないかと感じている。

議長 それでは、議案第6号に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 非農地判定から除外した87筆は、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の  
対象農地とのことだが、実際には保全管理をされているということでしょうか。

事務局 現地確認の時期が11月ということもあり、対象農地と非農地が一体化してしまい、委  
員の皆さんに誤解を与えてしまったのではないかと思います。  
対象農地は主に保全管理をされているかと思いますので、現地確認を実施していただ  
いた委員さんには状況を説明し、内容を確認しています。

委員 今回の判定の除外については、確定調査の時期によるものとのことだが、補助事業の対  
象農地が荒れているのは問題である。実際には耕作や保全管理等がされているのだら  
うが、判定を行う際には農林課と良く連携して間違いのないよう取り組みを進めて欲しい。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案  
第6号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について、を採決します。お諮りしま  
す。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、すべての筆を非農地と判定す

議 長      ることに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第23回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年2月28日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印